

社会福祉法人あぐりす実の会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人あぐりす実の会（以下「この法人」という。）の定款8条及び22条に基づき、役員及び評議員及び評議員選任・解任委員（以下役員等という）の報酬等に関し必要事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第二章の規定に基づき選任された者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第二章の規定に基づき選任された者をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
ただし、当法人の職員や役員等を兼務している者には支給しない。

(報酬等の額)

第4条 役員等が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合に次の報酬等を支給するものとする。

2 役員等の報酬総額

- (1) 役員の報酬総額は、年間110万円以内とする。
- (2) 評議員の報酬総額は、年間110万円以内とする。

3 役員等の報酬支給基準

半日	6,500円
1日	10,000円

なお、交通費等については、役員旅費規程により支給する。

(支給方法)

第5条 支給方法は、職員給与の例により毎月25日に振込みを原則とする。
但し、都合により半期毎にまとめて支給することができるものとする。

(公表)

第6条 この法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

付 則

1. この規程は、平成17年10月1日より施行する。
2. この規程は、平成24年5月18日より改定する。
3. この規程は、平成29年8月10日に改定し、平成29年4月1日より遡及する。